

平成25年度から 国民健康保険税の税率を改定します

国民健康保険は、いざという時に経済的に心配なく安心してお医者さんにかかることができるように、加入者の皆さんがお金を出し合い、みんなで助け合おうとする制度です。

国保税は目的税で、加入者の保険税により給付費をまかなう事が基本です。今回国保財政が年々厳しさを増す中で、旧税率（平成17年改定）のままでは赤字経営となり、健全な運営ができないため、下記表のとおり税率改定を行うことになりました。

今後もより一層国民健康保険事業の適正化に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税 税率表

区 分	現 行	改定後	
所得割 (世帯の国保加入者の前年の所得に応じて計算されます。)	医 療 分	4.2%	5.2%
	後期高齢者支援金分	1.1%	1.3%
	介護納付金分	1.3%	1.9%
資産割 (世帯の国保加入者の固定資産税に応じて計算されます。)	医 療 分	21.0%	22.0%
	後期高齢者支援金分	7.5%	8.0%
	介護納付金分	8.3%	8.8%
均等割 (国保加入者一人当たりの金額で世帯の加入人数に応じて計算されます。)	医 療 分	18,000円	20,000円
	後期高齢者支援金分	4,000円	4,800円
	介護納付金分	9,300円	9,500円
平等割 (国保加入者のいる全世帯に負担いただきます。)	医 療 分	18,000円	20,000円
	後期高齢者支援金分	4,000円	4,800円
	介護納付金分	5,500円	5,700円

平成24年度税率で計算した一人あたり国保税額（平均）

67,200円



平成25年度一人あたり国保税額（平均）
税率改定後の見込額

77,500円

- 39歳までと65歳～75歳未満の加入者のみの世帯は、医療分+後期高齢者支援金分が年間の国保税額となります。
- 40歳～65歳未満の加入者がいる世帯は、医療分+後期高齢者支援金分+介護納付金分が年間の国保税額となります。

後期高齢者支援金とは？

全国の75歳以上の方の保険給付費の約4割分について、全国の国保や社会保険などが、加入人数の割合に応じて負担するものです。

介護納付金とは？

全国の介護給付費等の約3割分について、全国の国保や社会保険などが、40歳～64歳までの加入人数の割合に応じて負担するものです。

〈所得金額の少ない世帯への軽減措置〉

引き続き、所得金額の少ない世帯に対する、均等割、平等割の7割・5割・2割の軽減措置があります。

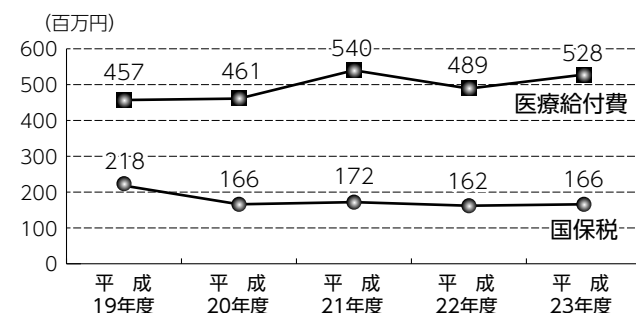
国保税改定の理由

高齢化社会の進展や、医療技術の進歩に伴い国民健康保険加入者の医療費、後期高齢者支援金、介護納付金等の負担が増えたことによるものです。財政調整基金（貯金）を取り崩すことで不足額を補い加入者の税負担軽減に努めてきましたが、景気低迷の影響を受け、国保税収が伸び悩むなど、現在の税率では赤字経営となってしまいます。

他市町村との比較

一人あたり国保税額（平均）	23年度
立科町	70,468円
軽井沢町	94,030円
御代田町	89,318円
佐久市	74,544円
東御市	81,050円

国保税収入と医療費の推移



※平成20年度の国保税が減額になっているのは、75歳以上の加入者が後期高齢者医療制度へ移行したためですが、その後は景気低迷により伸び悩みの状態が続いています。